

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（①農業者関係）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 20） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税 21）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税 20） （住民税：外（自動連動））（地方税）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 青色申告を行う農業者等が機械等を取得し、農業の用に供した場合には、初年度にその取得価額の 30% の特別償却又は 7 % の税額控除（但し、税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人・個人事業主のみ。）の選択適用が認められる。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日までとする。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2、第 68 条の 11
5	担当部局		農林水産省生産局技術普及課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 2 年 5 月～8 月 分析対象期間：平成 29 年度～令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 10 年度：「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設 平成 11 年度：1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上） 平成 12 年度：1 年間の延長（平成 13 年 5 月迄の適用期間の延長） 平成 13 年度：10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月迄の適用期間の延長） 平成 14 年度：2 年間の延長（平成 16 年 3 月迄の適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成 16 年度：2 年間の延長（平成 18 年 3 月迄の適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成 18 年度：2 年間の延長（平成 20 年 3 月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成 20 年度：2 年間の延長（平成 22 年 3 月迄の適用期間の延長） 平成 22 年度：2 年間の延長（平成 24 年 3 月迄の適用期間の延長）

(平成 30 年度実績推計)

【国税（法人税）】

52,363 百万円（減税対象機械設備取得価額）×0.37540（平成 30 年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）×7%（税額控除率）＝1,376 百万円

【地方税（法人住民税）】

52,363 百万円（減税対象機械設備取得価額）×0.37540（平成 30 年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）×7%（税額控除率）×12.9%（法人住民税率）＝178 百万円

(令和元年度実績推計)

【国税（法人税）】

56,688 百万円（減税対象機械設備取得価額）×0.39023（令和元年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）×7%（税額控除率）＝1,548 百万円

【地方税（法人住民税）】

56,688 百万円（減税対象機械設備取得価額）×0.39023（令和元年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）×7%（税額控除率）×7%（法人住民税率）＝108 百万円

※販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合

(平成 29 年度)

427 千人／1,200 千人＝0.35574

(平成 30 年度)

437 千人／1,164 千人＝0.37540

(令和元年度)

441 千人／1,130 千人＝0.39023

(注) 青色申告を行っている農業所得者数（国税庁「事務年報」）を販売農家数（農林水産省「農業構造動態調査」）で除して算出した。

2. 適用実績及び適用見込み

区 分		29 年度 (実績)	30 年度 (実績)	元年度 (実績)	2 年度 (見込み)	3 年度 (見込み)	4 年度 (見込み)
対象数		32,535	32,498	33,742	33,742	33,742	33,742
適用件数		11,574	12,200	13,167	13,167	13,167	13,167
減収見 込額 (千円)	法人税	1,293,589	1,375,985	1,548,486	1,548,486	1,548,486	1,548,486
	法人事業税	-	-	-	-	-	-
	法人住民税	166,873	177,502	108,394	108,394	108,394	108,394

注) 1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、（対象数）×（販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）で推計。

3 法人税減収額について、税額控除と特別償却のどちらが活用されるか把握が困難であることから、税額控除のみの試算としている。このため、法人事業税の減収見込額は「-」とした。

4 令和 2 年度以降については、令和元年度の推計値と同数とした。

			平成 24 年度：2 年間の延長（平成 26 年 3 月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成 26 年度：3 年間の延長（平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成 29 年度：上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月迄の適用期間の延長） 平成 31 年度：2 年間の延長（令和 3 年 3 月迄の適用期間の延長）
8	適用又は延長期間		令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（2 年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 1 経営体当たりの農業粗収益の平均は、中小企業における個人企業の 1 社当たりの売上高を下回っており、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。 このため、生産性の向上に資する農業機械等の導入（機械化等投資）を加速させ、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。 《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号） 食料・農業・農村基本法第 2 条の 3 において、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。」とされている。 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」 （令和 2 年 7 月 17 日閣議決定） 第 3 章「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 （2）地域の躍動につながる産業・社会の活性化 ② 農林水産業の活性化 （略） スマート農林水産業の技術開発や現場実装、これらを活用した農業支援サービスの育成、フードテック等新技術を活用した取組等を多角的に支援する新たな枠組みの構築等の国内での技術基盤の確保について、検討を進める。食料安全保障や農林水産業の役割への国民理解を醸成する。 （略） 農林水産業の生産基盤を強化していくため、引き続き「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、農林水産業全般にわたる改革を力強く進め、農林水産業を成長産業にしつつ、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。土地改良事業や鳥獣対策の推進、森林資源・水産資源の適切な管理と漁業者の更なる経営安定、建築物等へ

			の木材の利用拡大を図る。 (略)																	
		② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 2 農業の持続的な発展 《政策分野》 ⑨需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通加工構造の合理化																	
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和2年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額（中小企業経営強化税制の対象と想定される高性能農業機械を除く）の値：50,162円（令和元年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること。 ※上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 （160万円以上の国内向け農業機械出荷額（高性能農業機械を除く）56,688百万円×販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合0.39023）÷青色申告を行っている農業者441千人＝50,162円 なお、高性能農業機械とは、トラクター（50馬力以上）、田植機（6条以上）、コンバイン（4条以上）、スプレードスプレーとする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 [測定指標] 青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額（高性能農業機械を除く） [達成目標実現による寄与] 本特例措置の活用を含む機械導入のための関連施策を総合的に実施することにより、農業生産における各作業行程での労働時間の減少やコスト削減が図られるとともに、品質の安定した農作物が毎年安定的に生産・出荷できるようになる。また、それらが経営規模の拡大や実需者との安定取引にもつながり、農業者の経営安定や農産物の安定供給に寄与することとなる。																	
10	有効性等	① 適用数	単位：件 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>平成 29年度 (実績)</th><th>平成 30年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2年度 (見込)</th><th>令和 3年度 (見込)</th><th>令和 4年度 (見込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td><td>11,574</td><td>12,200</td><td>13,167</td><td>13,167</td><td>13,167</td><td>13,167</td></tr> </tbody> </table>				項目	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	適用数	11,574	12,200	13,167	13,167	13,167	13,167
項目	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)														
適用数	11,574	12,200	13,167	13,167	13,167	13,167														

		本特例措置は、毎年 10,000 件を超える適用があり、僅少ではない。 なお、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に定められた適用実態調査結果に関する報告書の調査対象範囲は、農林水産業全体の数値であり、評価対象の範囲が異なることから、評価書にはそのまま数値を用いることができなかった。このため、関係団体への聞き取り調査により農業機械出荷額及び農業機械出荷台数等を基に実績値及び推計値を算出した。 令和 2 年度～ 4 年度までの適用見込み件数については、令和元年度の実績（推計値）を基に算出している。 ※算定根拠は別添 1 参照																												
②	適用額	単位：百万円 <table><tr><th>項目</th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2 年度 (見込)</th><th>令和 3 年度 (見込)</th><th>令和 4 年度 (見込)</th></tr><tr><td>法人税</td><td>18,480</td><td>19,657</td><td>22,121</td><td>22,121</td><td>22,121</td><td>22,121</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>1,294</td><td>1,376</td><td>1,548</td><td>1,548</td><td>1,548</td><td>1,548</td></tr></table> 本特例措置は、青色申告を行う全ての農業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていない。 なお、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に定められた適用実態調査結果に関する報告書の調査対象範囲は、農林水産業全体の数値であり、評価対象の範囲が異なることから、評価書にはそのまま数値を用いることができなかった。このため、関係団体への聞き取り調査により農業機械出荷額及び農業機械出荷台数等を基に実績値及び推計値を算出した。 令和 2 年度～ 4 年度までの適用見込み額については、令和元年度の実績（推計値）を基に算出している。 ※算定根拠：各年度とも、「減税対象機械設備取得価額」× 「販売農家のうち青色を行っている農業者の割合」	項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	法人税	18,480	19,657	22,121	22,121	22,121	22,121	法人事業税	-	-	-	-	-	-	法人住民税	1,294	1,376	1,548	1,548	1,548	1,548
項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)																								
法人税	18,480	19,657	22,121	22,121	22,121	22,121																								
法人事業税	-	-	-	-	-	-																								
法人住民税	1,294	1,376	1,548	1,548	1,548	1,548																								
③	減収額	単位：百万円 <table><tr><th>項目</th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2 年度 (見込)</th><th>令和 3 年度 (見込)</th><th>令和 4 年度 (見込)</th></tr><tr><td>法人税</td><td>1,294</td><td>1,376</td><td>1,548</td><td>1,548</td><td>1,548</td><td>1,548</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>167</td><td>178</td><td>108</td><td>108</td><td>108</td><td>108</td></tr></table> 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に定められた適用実態調査結果に関する報告書の調査対象範囲は、農林水産業全体の数値であり、評価対象の範囲が異なることから、評価書にはそのまま数値を用いることができなかった。このため、関係団体への聞き取り調査により農業機械出荷額及び農業機械出荷台数等を基に実績値及び推計値を算出した。	項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	法人税	1,294	1,376	1,548	1,548	1,548	1,548	法人事業税	-	-	-	-	-	-	法人住民税	167	178	108	108	108	108
項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)																								
法人税	1,294	1,376	1,548	1,548	1,548	1,548																								
法人事業税	-	-	-	-	-	-																								
法人住民税	167	178	108	108	108	108																								

		令和２年度～４年度までの適用見込み額については、令和元年度の実績（推計値）を基に算出している。 また、税額控除と特別償却のどちらが活用されるか把握が困難であるため、税額控除のみの試算とした。 ※算定根拠は別添１参照														
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 前回の目標は、「青色申告所得納税者１人当たりの１６０万円以上の農業機械取得額の値：５５，４４５円（平成２９年度実績（推計値））」を基準値とし、これを維持すること」であるが、前回目標時に使用した「全事業所得者における青色申告者数」では、実際の青色申告を行っている農業者数との乖離がみられたことから、「販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合」を基に推計を行い、基準値を見直した。 当該農業者１人当たりの１６０万円以上の農業機械取得額は下表のとおりである。なお、推計方法を変更しなかった場合の農業機械取得額は括弧書きで示したとおりである。 このように、本特例措置は農業機械の導入に効果を上げており、引き続き、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を実施する必要がある。 青色申告を行っている農業所得者１人当たりの１６０万円以上の農業機械取得額 単位：円 <table><tr><th></th><th>平成 ２９年度 (実績)</th><th>平成 ３０年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 ２年度 (見込)</th><th>令和 ３年度 (見込)</th><th>令和 ４年度 (見込)</th></tr><tr><td>取得額 (前回推計 方法)</td><td>４３,２７９ (５５,４４５)</td><td>４４,９８２ (５２,５４１)</td><td>５０,１６２ (５６,１４０)</td><td>５０,１６２ －</td><td>５０,１６２ －</td><td>５０,１６２ －</td></tr></table> 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 [政策目的の実現状況] 中小企業庁が行った委託事業※によって税制措置による設備投資の押上げ（下支え）効果としては、税制措置があることによって約６割の企業の投資判断を後押しするとのアンケート結果があり、設備投資の後押しとなっている。 ※ 平成３０年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告書 [延長されなかった場合の影響] 本特例措置が延長されない場合、農業者は投資余力が小さいことから、農業機械等の導入（機械化等投資）が減退し、農業の生産性向上が阻害され、農業者の経営安定及び農産物の安定供給の確保に支障をきたす。		平成 ２９年度 (実績)	平成 ３０年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 ２年度 (見込)	令和 ３年度 (見込)	令和 ４年度 (見込)	取得額 (前回推計 方法)	４３,２７９ (５５,４４５)	４４,９８２ (５２,５４１)	５０,１６２ (５６,１４０)	５０,１６２ －	５０,１６２ －	５０,１６２ －
	平成 ２９年度 (実績)	平成 ３０年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 ２年度 (見込)	令和 ３年度 (見込)	令和 ４年度 (見込)										
取得額 (前回推計 方法)	４３,２７９ (５５,４４５)	４４,９８２ (５２,５４１)	５０,１６２ (５６,１４０)	５０,１６２ －	５０,１６２ －	５０,１６２ －										
⑤	税収減を是認する理由等	生産性向上をもたらす農業機械等は初期投資額が大きいいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。 また、本特例措置の適用件数（減収額）に対する経済波及効果														

		を試算したところ、以下の表のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。 ＜経済波及効果の試算＞ 56,688 百万円（160 万円以上の国内向け農業機械出荷額（高性能農業機械を除く））×0.39023（販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）＝22,121 百万円を設備投資額とし、その6割（寄与度）の13,273 百万円を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。 単位：百万円 <table><tr><th></th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (実績)</th><th>令和 2 年度 (見込)</th><th>令和 3 年度 (見込)</th><th>令和 4 年度 (見込)</th></tr><tr><td>減収額</td><td>1,461</td><td>1,554</td><td>1,658</td><td>1,656</td><td>1,656</td><td>1,656</td></tr><tr><td>投資額</td><td>11,088</td><td>11,794</td><td>13,273</td><td>13,273</td><td>13,273</td><td>13,273</td></tr><tr><td>経済波及 効果</td><td>346,927</td><td>368,934</td><td>415,249</td><td>415,249</td><td>415,249</td><td>415,249</td></tr></table> ※ 経済波及効果の算出には、「平成 27 年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（100 部門）を使用。 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添 2 参照。 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較。 ※ 令和 2 年度～4 年度までの適用見込み額については、令和元年度の実績（推計値）を基に算出している。 ※ 寄与度については、中小企業庁が行った委託事業※によると、約 6 割の企業において、税制措置が投資判断を後押ししたとのアンケート結果があり、本アンケートが対象とした税制措置と本措置には設備投資の促進及び主たる調査対象が中小企業者という点から一定の関連があると考えられることから、本措置も 6 割の押上げに寄与（寄与率 6 割）していると仮定して効果を算出した。 ※平成 30 年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告書		平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	減収額	1,461	1,554	1,658	1,656	1,656	1,656	投資額	11,088	11,794	13,273	13,273	13,273	13,273	経済波及 効果	346,927	368,934	415,249	415,249	415,249	415,249
	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)																								
減収額	1,461	1,554	1,658	1,656	1,656	1,656																								
投資額	11,088	11,794	13,273	13,273	13,273	13,273																								
経済波及 効果	346,927	368,934	415,249	415,249	415,249	415,249																								
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 農業者による農業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。 また、農業においては、水稻、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や作物の品目毎の需給の状況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財政投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。																												
		② 他の支援措置や義務付 関連する措置として、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タ																												

		け等との役割分担	イプ」があるが、農業者による農業機械に対する投資を促進するためには、対象となる農業者に限られる上記予算措置では不十分であり、農業機械への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業機械に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を支援することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に貢献するため。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月

○減税見込額積算資料（国税・地方税）

1. 減税見込額等の積算

（1）減税対象機械設備

51,948 百万円（平成 29 年度）、52,343 百万円（平成 30 年度）、56,688 百万円（令和元年度）

【算出例】トラクター（20 馬力以上 50 馬力未満）の場合

（平成 29 年度）

21,978 台（国内向け出荷台数）／71,698 台（全出荷台数）×99,315 百万円（出荷額）
＝30,444 百万円

（平成 30 年度）

21,710 台（国内向け出荷台数）／77,484 台（全出荷台数）×108,512 百万円（出荷額）
＝30,404 百万円

（令和元年度）

22,811 台（国内向け出荷台数）／74,463 台（全出荷台数）×111,633 百万円（出荷額）
＝34,198 百万円

○上記の算出例に沿って算出した高性能農業機械を除く主要農業機械（160 万円以上）の合計額
（平成 29 年度）

30,444 百万円（トラクター）＋3,744 百万円（田植機）＋17,760 百万円（コンバイン）
＝51,948 百万円

（平成 30 年度）

30,404 百万円（トラクター）＋3,977 百万円（田植機）＋17,962 百万円（コンバイン）
＝52,343 百万円

（令和元年度）

34,198 百万円（トラクター）＋4,152 百万円（田植機）＋18,338 百万円（コンバイン）
＝56,688 百万円

（注）「農業機械出荷額」及び「農業機械出荷台数」は、団体からの聞き取り等を基に試算した。

また、当税制の対象である 160 万円以上と想定される主要農業機械をトラクター（20 馬力以上 50 馬力未満）、田植機（5 条）、コンバイン（4 条未満）とした。

（2）減収見込額・・・税額控除の場合で試算

（平成 29 年度実績推計）

【国税（法人税）】

51,948 百万円（減税対象機械設備取得価額）×0.35574（平成 29 年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）×7%（税額控除率）＝1,294 百万円

【地方税（法人住民税）】

51,948 百万円（減税対象機械設備取得価額）×0.35574（平成 29 年度販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合）×7%（税額控除率）×12.9%（法人住民税率）＝167 百万円

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成29年度	農業用機械 (9,008)	商業 (1,955)	運輸・郵便 (125)
平成30年度	農業用機械 (9,582)	商業 (2,079)	運輸・郵便 (133)
令和元年度	農業用機械 (10,783)	商業 (2,340)	運輸・郵便 (150)
令和2年度	農業用機械 (10,783)	商業 (2,340)	運輸・郵便 (150)
令和3年度	農業用機械 (10,783)	商業 (2,340)	運輸・郵便 (150)
令和4年度	農業用機械 (10,783)	商業 (2,340)	運輸・郵便 (150)